

改正後	現 行
<p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第2の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分</p> <p>放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p> <p><u>なお、障害児の医療的ケア区分等により、算定する単位が(1)から(4)又は(-)から(四)に分かれるが、当該取扱いは1の(4の2)</u></p>	<p>通所報酬告示第2の9の延長支援加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑨の2 関係機関連携加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第2の9の2の関係機関連携加算については、2の(1)の⑩の2を準用する。</p> <p>⑨の3 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第2の9の3の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑩の3を準用する。</p> <p>⑩ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第2の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>⑪ 通所報酬告示第2の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑪を準用する。</u></p> <p>(3) 放課後等デイサービス給付費</p> <p>① 放課後等デイサービス給付費の区分</p> <p>放課後等デイサービス給付費の区分については、第269号告示に規定する人員基準、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、算定することとされており、具体的には、次のとおりであること。</p>

改正後	現 行
<p><u>を参照すること。</u></p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない<u>就学</u>児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i) <u>又は</u> (ii)に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(ii) 指定通所基準第66条第<u>4</u>項の基準を満たしていること。</p> <p>(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない<u>就学</u>児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項の基準を満たしていること。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(一) 通所報酬告示第3の1のイ(1) <u>又はロ(1)</u>を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない<u>障害</u>児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i) <u>及び</u> (ii) <u>又は (iii)</u>に該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項<u>第1号</u>の基準を満たしていること。</p> <p><u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び第269号告示別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市町村が認めたもの(以下「指標該当児」という。)の占める割合が50%以上であること。</u></p> <p><u>(iii) 指定通所基準第66条第3項第1号</u>の基準を満たしていること。</p> <p>(一の二) 通所報酬告示第3の1のイ(2)を算定する場合</p> <p>ア (二)に該当しない<u>障害</u>児について算定すること。</p> <p>イ 次の(i)から(iii)までのいずれにも該当すること。</p> <p>(i) 指定通所基準第66条第1項<u>第1号</u>の基準を満たしていること。</p> <p><u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要と</u></p>

改正後	現行
<p>(ii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。</p> <p>なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</p> <p>(例1) A 標準的なサービス提供時間：4時間 B 1日に設置される単位の数：1単位 提供時間：A×B=4時間</p> <p>(例2) A 標準的なサービス提供時間：2時間 B 1日に設置される単位の数：2単位 提供時間：A×B=4時間</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>するもの及び指標該当児の占める割合が50%以上であること。</u></p> <p>(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。</p> <p>なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</p> <p>(例1) A 標準的なサービス提供時間：4時間 B 1日に設置される単位の数：1単位 提供時間：A×B=4時間</p> <p>(例2) A 標準的なサービス提供時間：2時間 B 1日に設置される単位の数：2単位 提供時間：A×B=4時間</p> <p><u>(一の三) 通所報酬告示第3の1のイ(3)又はロ(2)を算定する場合</u></p> <p><u>ア (二)に該当しない障害児について算定すること。</u></p> <p><u>イ 次の(i)及び(ii)のいずれにも該当すること。</u></p> <p><u>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</u></p> <p><u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。</u></p> <p><u>(一の四) 通所報酬告示第3の1のイ(4)を算定する場合</u></p>

改正後	現行
<p>(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア <u>就学</u>児が重症心身障害児であること。</p>	<p><u>ア (二) に該当しない障害児について算定すること。</u> <u>イ 次の (i) から (iii) までのいずれにも該当すること。</u> <u>(i) 指定通所基準第66条第1項第1号の基準を満たしていること。</u> <u>(ii) 障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び指標該当児の占める割合が50%未満であること。</u> <u>(iii) 指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。</u> <u>なお、ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数とする。</u></p> <p>(二) 通所報酬告示第3の1のハを算定する場合 ア <u>障害</u>児が重症心身障害児であること。 イ 指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしていること。</p> <p>(二の二) 通所報酬告示第3の1のニを算定する場合 指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。</p> <p>(二の三) 通所報酬告示第3の1のホ(1)を算定する場合 指定通所基準第71条の3から第71条の6までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。</p>

改正後	現 行
<p><u>(削る)</u></p>	<p>(二の四) 通所報酬告示第3の1のホ(2)を算定する場合 指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。</p> <p>(三) 通所報酬告示第3の1の注3を算定する場合 ア 通所報酬告示第3の1のイ又はロを算定していること。 イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であること。</p> <p>(四) 休業日の営業時間が6時間未満に該当する場合の単位数の算定について 通所報酬告示第3の1の注5の開所時間減算については、2の(1)の①(六)を準用する。</p> <p><u>(五) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について</u> <u>報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、以下のとおり取り扱うこととする。</u> ア <u>当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。)の延べ利用人数を用いる。</u> イ <u>(一)又は(一の二)を算定するには、指標該当児の当該年度の前年度の延べ利用人数を、全障害児の延べ利用人数で除して得た数が50%以上であること。</u> <u>なお、この割合の算出に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。</u></p>

改正後	現行
	<p><u>ウ 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、放課後等デイサービスの報酬を算定している障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p><u>エ 新設、増改築等の場合の障害児の数については、</u></p> <p><u>(i) 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から3月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から3月以上1年未満の間は、新設又は増改築の時点から3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。また、新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p><u>(ii) 定員を減少する場合には、減少後の実績が3月上あるときは、減少後3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p><u>(iii) これにより難しい合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、障害児の</u></p>

改正後	現行
<p>② 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の1の注7の児童指導員等加配加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な<u>就学</u>児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1の注7のイについては、以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p>	<p><u>数を推定することができるものとする。</u></p> <p><u>オ 報酬区分の導入当初の措置として、平成30年3月31日時点において現に存する事業所にあつては、平成30年4月1日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後3月経過後は、3月における障害児の延べ利用人数により算出すること。</u></p> <p>② 児童指導員等加配加算<u>(I)</u>の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の1の注8の児童指導員等加配加算<u>(I)</u>は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な<u>障害</u>児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の1の注8のイについては、以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア (二)に該当しないこと。</p> <p>イ <u>通所報酬告示第3の1の注3又は注4の加算を算定している事業所において、</u>放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p>

改正後	現行
<p>ウ <u>令和3年度改正後指定通所基準附則第6条による経過措置として障害福祉サービス経験者を配置する事業所において、</u>（１）又は（２）を算定する場合にあつては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>（二） 通所報酬告示第3の1の注7のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p><u>（三）異なる職種で常勤換算を満たす場合の取扱い</u> <u>（１）の③の（六）を準用する。</u></p> <p>③ <u>専門的支援加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の1の注8の専門的支援加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、理学療法士等（保育士を除く。）による支援が必要な就学児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等専門的な支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数（通所報酬告示第3の1の注7の加算を算定している場合は、注7の加算に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の</u></p>	<p>ウ （１）又は（２）を算定する場合にあつては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p>（二） 通所報酬告示第3の1の注8のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 通所報酬告示第3の1のハを算定していること。</p> <p>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>③ <u>児童指導員等加配加算（Ⅱ）の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の1の注9の児童指導員等加配加算（Ⅱ）は、指定放課後等デイサービス事業所において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要とする員数及び通所報酬告示第3の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他</u></p>

改正後	現行
<p><u>従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等（保育士を除く。）を1以上配置（常勤換算による算定）しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものである。</u></p> <p><u>異なる職種により常勤換算で1名以上配置する場合の取扱いは（1）の③の（六）を準用する。</u></p> <p><u>なお、通所報酬告示第3の1の注7の加算と異なり、本加算では、保育士を配置した場合は算定対象にならない点に留意されたい。</u></p> <p><u>また、本加算は、通所支援計画を作成していない場合は算定できないこととする。</u></p> <p>④ 看護職員加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の1の注<u>9</u>の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一） 看護職員加配加算（I）</p> <p>以下のア及び<u>イ</u>を満たす場合に算定すること。</p>	<p><u>の従業者を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>（一） 以下のアからウまでのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア 通所報酬告示第3の1のイの（1）若しくは（2）又はロの（1）を算定していること。</u></p> <p><u>イ 放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数及び通所報酬告示第3の1の注8の加算の算定に必要となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>ウ イ又はロを算定する場合にあっては、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数とイの加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。</u></p> <p><u>（二） 通所支援計画を作成していない場合は算定できないこと。</u></p> <p>④ 看護職員加配加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の1の注<u>10</u>の看護職員加配加算については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>（一） 看護職員加配加算（I）</p> <p>以下のア<u>又はイのいずれか</u>及び<u>ウ</u>を満たす場合に算定</p>

改正後	現行
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>ア</u> 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、<u>障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p><u>イ</u> <u>医療的ケア児</u>に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(二) 看護職員加配加算（Ⅱ） 以下のア及び<u>イ</u>を満たす場合に算定すること。</p>	<p>すること。</p> <p><u>ア</u> <u>放課後等デイサービス事業所（イに該当する場合を除く）</u>にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、<u>医療的ケアに関する判定スコアにある状態のいずれかに該当する障害児の数が1以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u></p> <p><u>イ</u> 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置（常勤換算による算定）し、<u>医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数（定員5名の事業所に限り、16点以上の障害児については当該障害児1名で2名分として算定すること。）が5以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p><u>ウ</u> <u>医療的ケアが必要な障害児</u>に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p>(二) 看護職員加配加算（Ⅱ） 以下のア<u>又はイのいずれか</u>及び<u>ウ</u>を満たす場合に算定すること。</p>

改正後	現行
<p><u>(削る)</u></p> <p><u>ア</u> 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、<u>障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が72点以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p><u>イ</u> <u>医療的ケア児</u>に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p><u>ア</u> 放課後等デイサービス事業所（イに該当する場合を除く）にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p><u>イ</u> 主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスにあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置（常勤換算による算定）し、<u>医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が9以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p><u>ウ</u> <u>医療的ケアが必要な障害児</u>に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</p> <p><u>(三) 看護職員加配加算 (Ⅲ)</u></p> <p><u>以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</u></p> <p><u>ア</u> <u>放課後等デイサービス事業所（イに該当する場合を除く）にあつては、指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を3名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケアに関する判定スコアで8点以上</u></p>

改正後	現 行
<p> <u>(三)</u> (一) <u>及び(二)</u>については、いずれか1つを算定するものであること。 <u>(四)</u> <u>就学児の医療的ケアスコアの合計の点数</u>の算出方法については、2の(1)の④の3の(五)を準用する。 </p> <p> ⑦ 事業所内相談支援加算 <u>(I)</u> の取扱い 通所報酬告示第3の2の2の<u>イ</u>の事業所内相談支援加算 <u>(I)</u> については、2の(1)の⑥を準用する。 <u>(削る)</u> </p> <p> <u>⑧ 事業所内相談支援加算 (II) の取扱い</u> </p>	<p> <u>の障害児の数が9以上であるものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</u> <u>イ 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。</u> </p> <p> <u>(四)</u> (一) <u>から(三)</u>については、いずれか1つを算定するものであること。 <u>(五)</u> 障害児の数の算出方法については、2の(1)の④の3の(五)を準用する。 </p> <p> ⑤ 共生型サービス体制強化加算の取扱い 通所報酬告示第3の1の注11の共生型サービス体制強化加算については、2の(1)の④の4を準用する。 </p> <p> ⑥ 家庭連携加算の取扱い 通所報酬告示第3の2の家庭連携加算については、2の(1)の⑤を準用する。 </p> <p> ⑦ 事業所内相談支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の2の2の事業所内相談支援加算については、2の(1)の⑤の2を準用する。 </p> <p> <u>⑧ 訪問支援特別加算の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の3の訪問支援特別加算については、2の(1)の⑥を準用する。</u> </p> <p> <u>(新設)</u> </p>

改正後	現 行
<p><u>通所報酬告示第3の2の2のロの事業所内相談支援加算(Ⅱ)については、2の(1)の⑥の2を準用する。</u></p> <p>⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>3</u>の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>4</u>の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算<u>(Ⅰ)</u>の取扱い 通所報酬告示第3の<u>5のイ</u>の欠席時対応加算<u>(Ⅰ)</u>については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>⑪の2 欠席時対応加算(Ⅱ)の取扱い</u> <u>通所報酬告示第3の5のイの欠席時対応加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 加算の算定に当たっては、就学児の当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能とする。</u></p> <p><u>(二) 障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとする。そうした特性が頻繁に生じる就学児については、あらかじめ市町村に協議を行い、放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、30分を超えて支援したときの報酬を請求</u></p>	<p>⑨ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>4</u>の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>5</u>の福祉専門職員配置加算については、2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>6</u>の欠席時対応加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>すること。</u></p> <p><u>(三) 本加算における30分以下とは、放課後等デイサービスの開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった就学児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが30分以下であるものであり、送迎中の時間は含まないものとする。</u></p> <p><u>(四) 放課後等デイサービス計画に基づき、徐々に在所時間を延ばす必要性を市町村が認めた就学児が、当日の急病等、利用日の前日まで指定放課後等デイサービス事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとする。</u></p> <p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>6</u>の特別支援加算については、2の（1）の⑫を準用する。</p> <p><u>⑫の2 個別サポート加算（I）</u> <u>通所報酬告示第3の7のイの個別サポート加算（I）については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表（270号告示の八の四の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。）のうち、以下の（一）又は（二）に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。</u></p> <p><u>（一） 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。</u></p>	<p>⑫ 特別支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の<u>7</u>の特別支援加算については、2の（1）の⑫を準用する。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	現行
<p><u>(二) 270号告示の八の四の表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ0点の欄から2点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が13点以上であること。</u></p> <p><u>⑫の3 個別サポート加算(Ⅱ)</u> <u>通所報酬告示第3の7のロの個別サポート加算(Ⅱ)については、2の(1)の⑫の3を準用する。</u></p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の9のイについては、就学児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。</p> <p><u>なお、就学児へのサービス時間が30分以下の場合であって、基本報酬の算定ができない場合及び欠席時対応加算(Ⅱ)を算定している場合は、本加算は算定できないものとする。</u></p> <p><u>また、放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>⑬ 医療連携体制加算の取扱い 通所報酬告示第3の8の医療連携体制加算については、2の(1)の⑬を準用する。</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 通所報酬告示第3の9の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 通所報酬告示第3の9のイについては、障害児(重症心身障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。</p>

改正後	現行
<p><u>公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な就学児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮することとする。</u></p> <p>(二) 通所報酬告示第3の9の注1の2については、(一)及び<u>医療的ケア区分に応じた基本報酬</u>を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な<u>就学児</u>に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</p> <p><u>なお、対象となる就学児は基本的には医療的ケア児を想定しているが、令和3年4月から令和4年6月までの間は、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるため、医療的ケアスコアの判定がされていない場合についても、喀痰吸引等が必要な就学児については対象として差し支えない。</u></p>	<p>(二) 通所報酬告示第3の9の注1の2については、(一)及び④を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、喀痰吸引等が必要な<u>障害児</u>に対して看護職員を伴い送迎を行う場合に算定を行うものであること。</p> <p>(三) 通所報酬告示第3の9のロについては、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に算定する。</p> <p>また、重症心身障害児の送迎については、通所報酬告示第3の1のハにより評価しているところであるから、本加算においては送迎にあたり、運転手に加えて指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1人以上配置している場合に算定を行うものであること。</p> <p>なお、医療的ケアが必要な重症心身障害児に対する送迎を行う場合には、喀痰吸引等を行うことができる職員を配</p>

改正後	現 行
<p>⑯ 関係機関連携加算の取扱い</p> <p>(二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合 ア 就学児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであ</p>	<p>置するよう努めること。</p> <p>(四) 送迎については、指定放課後等デイサービス事業所等と居宅又は学校までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。</p> <p>(五) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、通所報酬告示第3の9の注1の2の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。</p> <p>⑮ 延長支援加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。</p> <p>⑯ 関係機関連携加算の取扱い 通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 関係機関連携加算(Ⅰ)を算定する場合 2の(1)の⑮の2の(一)を準用する。</p> <p>(二) 関係機関連携加算(Ⅱ)を算定する場合 ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであ</p>

改正後	現行
<p>ること。</p> <p>ウ 就学児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p>	<p>ること。</p> <p>イ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。</p> <p>ウ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。</p> <p>エ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。</p> <p>⑰ 保育・教育等移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の⑩の3の保育・教育等移行支援加算については、2の(1)の⑮の3を準用する。</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第3の11及び12の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>⑲ 通所報酬告示第3の13の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑰を準用する。</p> <p>(4) 居宅訪問型児童発達支援給付費</p> <p>① 訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</p> <p>通所報酬告示第4の1の注2の訪問支援員特別加算（専門職</p>

改正後	現 行
	<p>員が支援を行う場合)については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者であって、次の(一)又は(二)のいずれかの職員が配置されているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであること。</p> <p>(一) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に5年以上従事した者</p> <p>(二) 障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務又はこれに準ずる業務に10年以上従事した者</p> <p>② 特別地域加算の取扱い</p> <p>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定通所基準第71条の13第5号に規定する通常の事業の実施地域を越えて支援を提供した場合、指定通所基準第71条の12第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p>③ 通所施設移行支援加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第4の2の通所施設移行支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後</p>

改正後	現 行
<p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p>	<p>に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。</p> <p>(二) 通所施設移行支援加算の対象となる支援を行った場合は、支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>④ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第4の3の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑤ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第4の4及び5の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>⑥ 通所報酬告示第4の6の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>(5) 保育所等訪問支援給付費</p> <p>① 訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注1の2の訪問支援員特別加算については、2の(4)の①を準用する。</p> <p>② 特別地域加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の注1の2の特別支援加算については、2の(4)の②を準用する。</p> <p>③ 初回加算の取扱い</p>

改正後	現 行
	<p>通所報酬告示第5の1の2の初回加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。</p> <p>ただし、当該障害児が過去6月間に、当該指定保育所等訪問支援事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>(二) 児童発達支援管理責任者が、同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。また、この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援の提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能である。</p> <p>④ 家庭連携加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の1の3の家庭連携加算については、障害児の通所給付決定保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合に、1回の訪問に要した時間に応じ、算定するものであること。</p> <p>なお、保育所又は学校等の訪問先において、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合は算定できないこと。</p>

改正後	現行
<p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p>	<p>⑤ 利用者負担上限額管理加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の2の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑧を準用する。</p> <p>⑥ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算の取扱い</p> <p>通所報酬告示第5の3及び4の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算については、2の(1)の⑩を準用する。</p> <p><u>⑦ 通所報酬告示第5の5の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>第三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（平成24年厚生労働省告示第123号。以下「入所報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>(1) 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>① 福祉型障害児入所施設給付費の区分について</p> <p>福祉型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障害種別及び施設の入所定員に応じ、算定する。</p> <p>② 職業指導員加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注4の職業指導員加算は、職業指導に必要な設備を有する指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するこ</p>

改正後	現 行
	<p>ととしているが、この職業指導員の取扱いについては、従来と同様に、職業指導の対象障害児数が極端に少ないもの（児童指導員又は保育士の1人当たりの受持数に満たない場合）は加算できないものであること。</p> <p>③ 重度障害児支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算については、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>④ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注5の2の加算については、次の（一）から（三）までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p>（一） 入所報酬告示第1の1の注5の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p>（二） 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p>（三） 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、次のア又はイのいずれかに該当する入所児童に対して支援を行っていること。</p>

改正後	現 行
	<p>ア 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>イ 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められる者</p> <p>⑤ 重度重複障害児加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注6の重度重複障害児加算については、加算の認定に当たり、専門的な知見が必要と認められる場合には児童相談所長の意見を聴くこととされたい。また、重度重複障害児加算は、重度重複障害児を支援するために加算される経費であることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p>⑥ 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注7の強度行動障害児特別支援加算については、対象となる障害児は1人からでも加算をすることは可能であるが、その場合でも、実践研修修了者を1人以上配置して、当該児童についての支援計画シート等を作成する等設備及び職員配置基準等を満たす必要があること。</p> <p>また、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに700単位を加算することができるとしているが、これは重度の行動障害を有する障害児が、入所の初期</p>

改正後	現 行
	<p>段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた必要な職員を配置するものであること。</p> <p>なお、特別処遇期間は1人につき、3年間を限度とする継続した入所支援計画に基づき行うものであるが、その計画期間内においても、随時、障害の軽減が十分図られた時点で本加算は算定しないものであること。</p> <p>同加算は、行動障害の軽減を目的として各種の指導・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことにも留意されたい。</p> <p>⑦ 心理担当職員配置加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注9の心理担当職員配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>また、入所報酬告示第1の1の注10は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</p> <p>⑧ 看護職員配置加算（I）の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注11の看護職員配置加算（I）は、指定福祉型障害児入所施設（主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設を除く。）において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設につ</p>

改正後	現 行
<p>⑧の2 看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の<u>医療的ケアスコアの合計の点数</u>の算出方法については、第2の2（1）の④の3の<u>（五）</u>を準用する。</p> <p>（一） 主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、<u>障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>（二） 主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、<u>障害児の医療的ケアに関する判定スコアの合計が40点以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p>	<p>いて加算するものであること。</p> <p>⑧の2 看護職員配置加算（Ⅱ）の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注12の看護職員配置加算（Ⅱ）は、以下のとおり取り扱うこととする。なお、障害児の<u>数</u>の算出方法については、第2の2（1）の④の3を準用する。</p> <p>（一） 主として知的障害児又は盲児若しくはろうあ児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を2名以上配置し、<u>医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>（二） 主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる施設であっては、指定入所基準に定める員数に加え、看護職員を1名以上配置し、<u>医療的ケアに関する判定スコアで8点以上の障害児の数が5以上</u>であるものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>⑧の3 児童指導員等加配加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の1の注13の児童指導員等加配加算は、指定福祉型障害児入所施設において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について加算するものであるが、以下のとおり取り扱う</p>

改正後	現 行
<p><u>⑧の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第1の1の注14のソーシャルワーカー配置加算は、指定福祉型障害児入所施設において、地域における生活に移行するに当たり、共同生活援助サービスの利用及び障害者支援施設への入所の際や退所して地域へ移行する際に家庭や地域と連携し、以下の(一)から(六)に掲げる業務を専ら行うソーシャルワーカー(①社会福祉士、②障害福祉サービス事業、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援に5年以上従事した経験を有する者)を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</u></p> <p><u>なお、これらの移行に向けた取組については、入所後早期の段階から移行を見据え、入所児童の意向、特性等に関する必要なアセスメント等を行い把握したうえで、適切な時期から計画</u></p>	<p>こととする。</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の1の注13のイについては、指定入所基準に定める員数に加え、理学療法士等を1名以上配置(常勤換算による算定)している場合に算定すること。</p> <p>(二) 通所報酬告示第1の1の注13のロについては、以下のア及びイのいずれも満たす場合に算定すること。</p> <p>ア 入所報酬告示第1の1の注13のイを算定していないこと。</p> <p>イ 指定入所基準に定める員数に加え、児童指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>的に行うこと。</u></p> <p><u>また、既にこれらの取組を行っている福祉型障害児入所施設においては、入所児童や保護者との信頼関係の構築の観点から、これまで、施設内でこれらの取組を担当してきた職員が、入所児童や保護者への説明等に係る業務をソーシャルワーカーと協力して行うことも差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(一) 移行に関する入所児童（18歳以上の者を含む。以下⑧の4において同じ。）及び保護者に対する相談援助を行う。</u></p> <p><u>(二) 移行に当たり児童相談所をはじめ多機関・多職種が協働できるように支援の調整を図る。</u></p> <p><u>(三) 移行に当たり障害者総合支援法第89条の3に規定する協議会等の場を活用し、必要な社会資源の開発・改善を行う役割を担う。</u></p> <p><u>(四) 入所児童が退所後の生活がイメージできるような体験の機会や、移行先の生活に適応できるよう訓練等の機会を提供する。</u></p> <p><u>(五) 支援の継続性を図る観点より、退所後においても、必要に応じて児童相談所及び相談支援事業所等からの要請に応じて継続的な相談援助を行う。</u></p> <p><u>(六) 児童発達支援管理責任者と連携し、児童の入退所や外泊に係る調整を行う。</u></p>	<p>⑨ 入院・外泊時加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の2の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間は初日及び最終日は含まないので、連</p>

改正後	現行
	<p> 続して9泊の入院又は外泊を行う場合は、8日と計算されること。 </p> <p> (二) 入院にあつては指定福祉型障害児入所施設の従業者が、特段の事情（障害児の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として1週間に1回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあつては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、1日につき所定単位数を算定するものであること。 </p> <p> (三) 入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合においては、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。 </p> <p> (四) 障害児の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあつては、当該障害児が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、入所給付決定保護者等の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。 </p> <p> ただし、この場合に、入院・外泊時加算は算定できないこと。 </p>

改正後	現行
<p>⑩ 自活訓練加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一) 個人生活指導、(二) 社会生活指導、(三) 職場生活指導、(四) 余暇の利用指導について居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。</p> <p>また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。</p> <p><u>本加算は、同一の指定福祉型障害児入所施設に入所している期間中に、合計で360日まで算定することができることから、長期間集中的に自活訓練を行うほか、短期間で障害児の自活訓練の効果等を見つつ実施時期を分散して行うなど、柔軟に自活訓練を実施することができる。</u></p> <p><u>(例)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>高等学校等の3年生のときに、卒業を見据えて180日間集中的に自活訓練を行う。</u> ・ <u>高等学校等の卒業後の自立を目指して、段階的に自活訓練を行い、退所後を想定した生活に慣れていくために、高校1年生のときに60日、2年生のときに90日及び3年生のときに120日行う。</u> 	<p>⑩ 自活訓練加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の3の自活訓練加算については、障害児に対し、地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うものであり、単に施設内における業務軽減のために使われることのないよう、(一) 個人生活指導、(二) 社会生活指導、(三) 職場生活指導、(四) 余暇の利用指導について <u>180日間の</u>居宅生活移行計画を作成し、自活訓練に当たること。</p> <p>また、1施設当たりの対象者数に制限を設けないが、事業の効果を上げるため、<u>あらかじめ6ヶ月程度の</u>個別訓練を行うことによって地域で自活することが可能と認められる者が対象者であることに留意すること。</p> <p><u>自活訓練の実施時期については、特別支援学校等の卒業後の進路に合わせて設定するなどの配慮を行うこと。なお、自活訓練支援を開始後3年目以降（措置費における知的障害児自活訓練事業を実施していた期間を含む）について、過去2年間の訓練終了者のうち1人以上が退所していない場合は、その翌年度及び翌々年度は算定できない。</u></p>

改正後	現行
<p><u>なお、18歳以降に入所の延長を行ったときも本加算の算定は可能だが、その場合、360日から、18歳までに当該指定福祉型障害児入所施設において算定した日数を減じて算定した日数が算定の上限となる。</u></p> <p>この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。</p> <p>また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。</p>	<p>この事業の実施に当たっては、訓練期間中から対象者が就労退所した後の地域での居住の場の確保に留意するとともに、家族の協力はもちろんのこと、特別支援学校、公共職業安定所、福祉事務所等の関係機関との連携を密にし、対象者が円滑に地域生活移行できるよう万全の配慮をすること。</p> <p>また、2つの単位を設定した趣旨は、同一敷地内に居住のための場所を確保できない施設についても、同一敷地外に借家等を借り上げることにより、事業を実施できるように配慮したものであり、その様な場合には、緊急時においても迅速に対応できる範囲内において、居住のための場所を確保すること。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において自活訓練を受けた場合に加算を算定できるものとする。</p> <p>⑪ 入院時特別支援加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の4の入院時支援特別加算については、長期間に渡る入院療養又は頻回の入院療養が必要な障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や障害児の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院外</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、<u>令和4</u>年3月31日までの間は、退所して他の社会</p>	<p>泊時加算が算定される期間を除く。)に応じ、加算する。</p> <p>また、イが算定される場合にあっては少なくとも1回以上、ロが算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が4日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、イを算定する。</p> <p>⑫ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の5の福祉専門職員配置等加算については、第二の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑬ 地域移行加算の取扱い</p> <p>(一) 入所報酬告示第1の6に規定する地域移行加算の注中、退所前の相談援助については、入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の居宅生活（18歳以上の入所者については、福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退所後の生活に関する相談援助を行い、かつ、障害児が退所後生活する居宅を訪問して退所後の生活について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回に限り加算を算定するものである。</p> <p>また、障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として加算を算定するものである。</p> <p>なお、<u>平成33</u>年3月31日までの間は、退所して他の社</p>

改正後	現 行
<p>福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p>	<p>会福祉施設等へ入所する場合であっても加算を算定できることとする。</p> <p>(二) 地域移行加算は退所日に算定し、退所後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。</p> <p>(三) 地域移行加算は、次のア又はイのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。</p> <p>ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合</p> <p>イ 死亡退所の場合</p> <p>(四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。</p> <p>(五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。</p> <p>ア 退所後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助</p> <p>ウ 退所する障害児の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助</p> <p>エ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>オ 退所する障害児の介護等に関する相談援助</p> <p>(六) 退所前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退所後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。</p>

改正後	現 行
	<p>⑭ 栄養士配置加算の取扱い 入所報酬告示第1の7の栄養士配置加算については、第2の2の(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑮ 栄養マネジメント加算の取扱い</p> <p>(一) 栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害児の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。</p> <p>(二) 栄養ケア・マネジメントとは、障害児ごとに行われる入所支援計画の一環として行われることに留意すること。 また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として障害児全員に対して実施すべきものであること。</p> <p>(三) 施設に常勤の管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。 なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。</p> <p>(四) 常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。</p> <p>(五) 栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。 ア 障害児ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。</p>

改正後	現 行
	<p>イ 栄養スクリーニングを踏まえ、障害児ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。</p> <p>ウ 栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、児童発達支援管理責任者その他の職種の者が共同して、障害児ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる障害児の家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定福祉型障害児入所施設においては、栄養ケア計画に相当する内容を入所支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。</p> <p>エ 栄養ケア計画に基づき、障害児ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。</p> <p>オ 障害児ごとの栄養状態に応じて、定期的に、障害児の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した障害</p>

改正後	現 行
<p>⑩ 小規模グループケア加算の取扱い</p> <p><u>(一)</u> 入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケア</p>	<p>児ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、障害児ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い障害児及び栄養補給方法の変更の必要性がある障害児（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね2週間ごと、低栄養状態のリスクが低い障害児については、概ね3月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い障害児も含め、少なくとも月1回、体重を測定するなど、障害児の栄養状態の把握を行うこと。</p> <p>カ 障害児ごとに、概ね3月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。</p> <p>キ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第15条に規定するサービスの提供の記録において障害児ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が障害児の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために障害児の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。</p> <p>(六) 栄養ケア計画を作成し、障害児の家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとする。</p> <p>⑩ 小規模グループケア加算の取扱い</p>

改正後	現行
<p>に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p><u>(二) 地域の中で、できる限り良好な家庭的環境での養育体制の充実を図るため、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で、小規模な生活単位を設けて支援を行う（サテライト型）場合に、サテライト型小規模グループケアとして更に評価するものとする。</u></p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員<u>等特定</u>処遇改善加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p>(削る)</p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p>	<p>入所報酬告示第1の9の小規模グループケア加算については、障害児に対し、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細かなケアを行うものである。</p> <p>なお、都道府県に対し届出があり、適当と認められた施設において、小規模グループによる指定入所支援を行った場合に加算を算定できるものとし、小規模のグループによるケアに必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算の取扱い</p> <p>入所報酬告示第1の10及び11の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算については、第二の2の(1)の⑯を準用する。</p> <p><u>⑱ 入所報酬告示第1の12の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、第2の2の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>(2) 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>① 医療型障害児入所施設給付費の区分について</p> <p>医療型障害児入所施設給付費の区分については、障害児の障</p>

改正後	現 行
	<p>害種別に応じ、算定する。</p> <p>①の2 有期有目的の支援を行う場合の取扱い</p> <p>入所報酬告示第2の1のロ又はニの有期有目的の支援を行う場合の医療型障害児入所給付費の区分については、次のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 有期有目的の支援を行う場合については、地域生活に向けて一定期間において集中的な入所支援を行うとともに、退所後の生活に関し、関係機関との連絡調整並びに障害児及びその家族等に対する相談援助を行うことを評価するものであること。</p> <p>(二) 入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児について算定するものであることから、当該障害児の給付決定期間においては、有期有目的の支援を行うものであり、入所後に有期有目的の支援以外の医療型障害児入所給付費は算定できないものであること。</p> <p>(三) 退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、有期有目的の支援の入所給付決定を改めて受けた上で、算定することが可能であること。</p> <p>(四) なお、給付決定期間の終了時点において、退所に至らず、引き続き入所する必要がある場合は改めて有期有目的の支援の入所給付決定を行うこととしているが、その場合の入所日については、当初の入所給付決定の際に設定した入所日を起算点として、これまでの入所日数を通算した日</p>

改正後	現 行
<p data-bbox="286 1262 1106 1342"> <u>④の2 強度行動障害児特別支援加算の取扱い</u> <u>入所報酬告示第2の1の注5の2の強度行動障害児特別支援</u> </p>	<p data-bbox="1296 204 1760 236">数に応じた基本報酬を算定すること。</p> <p data-bbox="1216 252 1637 284">② 重度障害児支援加算の取扱い</p> <p data-bbox="1240 300 2033 571">入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算については、主として自閉症児又は肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は主として肢体不自由児を入院させる指定発達支援医療機関において、算定できるものであり、重度障害児の保護指導に必要な経費を評価するものであることから、当該加算の目的に従って支出するものとする。</p> <p data-bbox="1216 587 2033 667">③ 重度障害児支援加算を算定している施設において強度行動障害支援者養成研修修了者を評価する加算の取扱い</p> <p data-bbox="1240 683 2033 810">入所報酬告示第2の1の注4の2の加算については、次の(一)から(三)までのいずれにも該当する場合に算定するものとする。</p> <p data-bbox="1261 826 2033 906">(一) 入所報酬告示第2の1の注4の重度障害児支援加算を算定していること。</p> <p data-bbox="1261 922 2033 1050">(二) 実践研修修了者を1人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。</p> <p data-bbox="1261 1066 2033 1342">(三) 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする入所児童に対して支援を行っていること。</p>

改正後	現 行
<p><u>加算については、(1)の⑥を準用する。</u></p> <p>④の<u>3</u> 心理担当職員配置加算の取扱い</p> <p><u>④の4 ソーシャルワーカー配置加算の取扱い</u></p> <p><u>入所報酬告示第2の1の注9のソーシャルワーカー配置加算については、(1)の⑧の4を準用する。</u></p> <p>⑤ 自活訓練加算の取扱い 入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算については、<u>第二</u>の2の(1)の⑨を準用する。</p>	<p>④ 重度重複障害児加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注5の重度重複障害児加算については、(1)の⑤を準用する。ただし、重症心身障害児については、算定しないこと。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>④の<u>2</u> 心理担当職員配置加算の取扱い 入所報酬告示第2の1の注7の心理担当職員配置加算は、指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対して指定入所支援を行う場合を除く。）において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算するものであること。</p> <p>また、入所報酬告示第2の1の注8は、配置した心理担当職員が公認心理師の資格を有している場合には、更に加算するものであること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>⑤ 自活訓練加算の取扱い 入所報酬告示第2の2の自活訓練加算については、(1)の⑩を準用する。<u>ただし、自閉症児に算定できるものであること。</u></p> <p>⑥ 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p>

改正後	現行
<p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑩の(一)を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱い 入所報酬告示第2の6及び7の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、<u>第二の2の(1)の⑩</u>を準用する。 (削る)</p>	<p>入所報酬告示第2の3の福祉専門職員配置等加算については、<u>第2</u>の2の(1)の⑨を準用する。</p> <p>⑥の2 保育職員加配加算の取扱い 入所報酬告示第2の3の2の保育職員加配加算は、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) 指定医療型障害児入所施設において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設について加算するものであること。</p> <p>(二) 指定発達支援医療機関において保育機能の充実を図るために、指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1人以上配置(常勤換算による算定)しているものとして、都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関について加算するものであること。</p> <p>⑦ 地域移行加算の取扱い 入所報酬告示第2の4の地域移行加算については、(1)の⑬を準用する。ただし、有期有目的の支援を行う場合については、入所中は算定できないものであること。</p> <p>⑧ 小規模グループケア加算の取扱い 入所報酬告示第2の5の小規模グループケア加算については、(1)の⑩を準用する。</p> <p>⑨ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p>	<p>入所報酬告示第 2 の 6 及び 7 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善<u>特別</u>加算については、<u>(1) の⑰</u>を準用する。</p> <p><u>⑩ 入所報酬告示第 2 の 8 の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、第 2 の 2 の(1)の⑰を準用する。</u></p> <p>第四 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号。以下「障害児相談支援報酬告示」という。）に関する事項</p> <p>1 障害児相談支援費の算定について</p> <p>(1) 基本的な取扱いについて</p> <p>指定障害児相談支援の提供に当たっては、<u>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号。以下「障害児相談支援基準」という。）</u>に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。</p> <p>① 指定障害児支援利用援助</p> <p>(一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第 15 条第 2 項第 6 号）</p> <p>(二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」とい</p>